

---

**QA6-3 東京電力福島第一原子力発電所の安全性をどのように評価し、どのように規制していくのですか。**

---

**A**

- ① 原子力規制委員会は平成 24 年 11 月、法律に基づき東京電力福島第一原子力発電所を、特別な管理が必要な施設として「特定原子力施設」に指定し、東京電力に対して実施計画を策定することを求めました。
- ② 東京電力から提出を受けた実施計画について、原子力規制委員会では、外部有識者を含む「特定原子力施設監視・評価検討会」などの議論を踏まえ、審査や検査を実施しています。

(解説)

(参考資料)

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設を特定原子力施設に指定しました。

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1107tokutei\\_shitei.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1107tokutei_shitei.html)

- ・東京電力株式会社特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置に係る実施計画を受領しましたので公表します

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1207tokutei\\_jyuryo.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1207tokutei_jyuryo.html)

---

出典：第1回特定原子力施設監視・評価検討会より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 21 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日